整理番号 経-条申-1

## 申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	経済戦略局立地交流推進部立地推進担当 (06-6615-3764)
( 15 HJ H 77 )	
処分課 (担当) 名	同上
処分の名称	大阪市国際戦略総合特別区域における事業計画の認定
概 要	市内の国際戦略総合特別区域のうち、条例施行規則で定める地域(以下「特区地域」という。)に進出する事業者が市税の軽減措置を受けようとするときは、事業の開始前に特区地域で実施しようとする事業の計画について、市長の認定を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	・大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例(平成24年11月20日条例第105号)第3条(http://wwwl.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)・大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例施行規則(平成24年11月30日規則第246号)第6条(http://wwwl.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)・大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例に係る実施要領 第4条(http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000369692.html)
審査基準	○条例第3条第4項 (1) 当該事業計画に係る事業が総合特別区域法(以下「特区法」という。)第9条第1項に規定する国際競争力強化方針の内容及び特区法第8条第1項の規定により本市が行った指定の申請の内容に照らし適切なものであると認められること (2) 当該事業計画に係る事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める要件に適合するものであること ○条例施行規則第6条第5項 (1) 条例第3条第1項の規定による申請を行う法人が、本市が組織する特区法第19条第1項に規定する国際戦略総合特別区域協議会の構成員となることが見込まれること (2) その他市長が必要と認める要件を満たしていること
標準処理期間	条例第2条に規定する市指定法人については、30日以内。その他の者に対しては、90日以内。
経由日数	
提出先	経済戦略局立地交流推進部立地推進担当
提出時期	随時
提出方法	特区地域進出等事業計画認定申請書及び添付書類を提出してください。
手数料	なし
相談窓口	経済戦略局立地交流推進部立地推進担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000194706.html
備考	